

光市グループウェアシステム更新業務  
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、光市グループウェアシステム更新業務を実施するに当たり、公募型プロポーザル方式により複数の事業者の企画提案を比較検討することで業務の履行に最も適した契約の候補者を選定するため、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

光市グループウェアシステム更新業務

(2) 業務内容

別紙「光市グループウェアシステム更新業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

ア 更新業務委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

イ 運用業務委託期間

令和8年4月1日（水）から令和13年3月31日（月）まで（予定）

(4) 提案上限額

77,000,000 円（消費税及び地方消費税の額を除く）

グループウェアシステム更新に係る費用及び同システム運用に係る費用の合計額。

なお、契約予定額を示すものではない。

(5) 支払時期

ア グループウェアシステム更新に係る費用

業務終了後に提出される報告書に基づき、契約内容を確実に履行していることを確認した上で支払う。

イ グループウェアシステム運用に係る費用

契約内容を確実に履行していることを確認した上で支払う。

(6) 担当課

光市政策企画部情報・DX 推進課

### 3 選定審査方法

#### (1) 選定方式

公募型プロポーザル方式

#### (2) 選定審査実施機関

光市グループウェアシステム更新業務公募型プロポーザル委託業者選定委員会（以下「委員会」という。）

#### (3) 選定審査方法

企画提案書の内容、当該企画提案書に基づくデモンストレーション、プレゼンテーション及びヒアリングにより、別に定める評価基準に基づき審査を行い、評価点を算出する。審査総評価点の60%の点を超えた者の中から、委員会の委員の合計点数が最上位の者を優先交渉する事業者（以下「優先交渉権者」という。）として選定する。

なお、評価点の合計点数が同点となる者が2者以上あるときは、会議において審議の上、優先交渉権者を特定し、又は次点以降の交渉順位を確定する。

また、参加者が1者のみの場合においても選定審査を実施する。

### 4 実施スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは次のとおりとする。ただし、受付等については光市の休日に関する条例（平成16年光市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）には行わない。

No.	項目	日程
1	実施要領の公示	令和7年6月9日(月)
2	参加申込書の提出期限	令和7年6月17日(火) 午後5時まで【必着】
3	質問の受付期限	令和7年6月18日(水)
4	質問に対する最終回答	令和7年6月23日(月)
5	参加資格確認結果の通知	令和7年6月30日(月)
6	企画提案書等の提出期限	令和7年7月9日(水) 午後5時まで【必着】
7	一次審査（書類審査）の結果通知	令和7年7月16日(水) 予定
8	二次審査（プレゼンテーション等審査）	令和7年7月23日(水) 予定
9	選定審査結果の通知及び公表	令和7年7月31日(木) 予定
10	契約締結	令和7年9月中旬

## 5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 令和7年度光市物品調達等競争入札参加資格者名簿の「事務器具什器類、ソフトウェア」に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と関係を有している者でないこと。
- (4) 公告の日から審査選定の日までの間のいずれの日においても、本市から競争入札に係る指名停止措置を受けている者でないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定(確定したものに限る。)を受けた者は、この限りでない。
- (6) 過去5年間(令和2年度から令和6年度まで)において、地方公共団体が発注するグループウェアシステムの構築を履行し、現在も稼働中で運用、保守業務を継続して契約している実績があること。
- (7) 情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)認証又はプライバシーマークを取得していること。
- (8) 光市役所で行うプレゼンテーション及び構築段階の打合せ等に参加できること。

## 6 参加資格確認基準日

- (1) 参加資格確認基準日は、参加申込書締切日とする。
- (2) 参加資格確認基準日から契約締結日までの期間に、参加申込者が参加者資格要件を欠くような事態が生じた場合には、原則として、当該参加申込者の参加資格を取り消すものとする。

また、優先交渉権者が参加者資格要件を欠く事態が生じた場合、原則として、市は当該優先交渉権者と契約を締結せず、次点者を優先交渉権者として協議する。

## 7 実施要領等関係書類の入手方法

本市ホームページで公開されている『光市グループウェアシステム更新業務に係る公募型プロポーザルの実施について』より、関係する書類を入手すること。

本市ホームページ <https://www.city.hikari.lg.jp/>

項目	提供資料
実施要領	光市グループウェアシステム更新業務公募型プロポーザル実施要領(本書) 【別添1】企画提案書等の作成要領

	【別添 2】企画提案依頼事項
業務仕様書	光市グループウェアシステム更新業務委託仕様書 【別紙 1】グループウェアシステム機能要件一覧
様式	【様式 1】参加申込書 【様式 2】参加資格要件等確認書 【様式 3】企画提案書（表紙） 【様式 4】会社概要調書 【様式 5】協力事業者調書 【様式 6】提案グループウェアシステム稼働実績 【様式 7-1】更新業務費用見積書 【様式 7-2】運用業務費用見積書 【様式 8】質問書 【様式 9】辞退届

## 8 参加申込書等の提出方法

### (1) 提出期間

令和7年6月9日（月）から令和7年6月17日（火）までの日（休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで。

### (2) 提出書類

【様式 1】参加申込書 1部

【様式 2】参加資格要件等確認書 1部

※【様式 1】参加申込書には、代表者印を押印すること。

### (3) 提出方法

持参し、又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、送付記録が残る方法で提出期間内に必着とすること。

### (4) 提出先

「18 各種提出先及び問合せ先」のとおり

## 9 質問及び回答

本要領等の記載内容に関する質問の受付及び回答の公表については次のとおりとする。なお、電話、口頭等での個別対応はしない。

### (1) 受付期間

令和7年6月9日（月）から令和7年6月18日（水）までの日（休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで。

### (2) 質問書の提出方法

「【様式 8】質問書」により電子メールで提出すること。なお、電子メールを送信し

た後、受信の確認を行うこと。

(3) 提出先及び受信確認先

「18 各種提出先及び問合せ先」のとおり

(4) 回答の公表

提出された質問に対する回答は、質問を受理した日から起算して3日以内（休日を除く。）に、本市ホームページにて公表する。

なお、最終回答日は、令和7年6月23日（月）とする。

## 10 企画提案書の提出方法

(1) 提出期限

参加資格確認結果の通知を受けた日から令和7年7月9日（水）までの日（休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで。

(2) 提出書類

ア 【様式3】 企画提案書（表紙）

イ 【様式4】 会社概要調書

ウ 【様式5】 協力事業者調書

エ 【様式6】 提案グループウェアシステム稼働実績

オ 【別紙1】 グループウェアシステム機能要件一覧

カ 【様式任意】 企画提案書

キ 【様式7-1、7-2】 各見積書

※ 「【様式3】 企画提案書（表紙）」、「【様式7-1、7-2】 各見積書」には、代表者印を押印すること。

詳細は、「【別添2】 企画提案書等の作成要領」を参照

(3) 提出方法

持参し、又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、送付記録が残る方法で提出期間内に必着とすること。

(4) 提出先

「18 各種提出先及び問合せ先」のとおり

(5) 提出書類等の取扱い

ア 提出された書類等は返却しない。

イ 本業務に参加するために要した一切の費用は、参加者の負担とする。

ウ 提出された企画提案書等は、提出者に無断で使用しない。ただし、候補者の選定を行う作業において、必要な範囲で複製を行うことがある。

エ 提出された企画提案書等は、提出後に内容を変更することはできない。

オ 提出された企画提案書等に虚偽又は不正があった場合は、失格とする。

## 11 審査方法

### (1) 一次審査（書類審査）

提出された「【様式 4】会社概要調書」、「【様式 6】提案グループウェアシステム稼働実績」、「【別紙 1】グループウェアシステム機能要件一覧」及び「【別紙 7-1、7-2】各見積書」に基づき審査を行う。

結果通知は、令和 7 年 7 月 16 日（水）（予定）までに行う。

### (2) 二次審査（デモンストレーション、企画提案書、プレゼンテーション等審査）

ア デモンストレーションでは、提案されたグループウェアシステムの機能や操作性等を審査する。

イ 企画提案書等に基づくプレゼンテーション及びヒアリングでは、システム提供事業者の説明及び質疑応答により審査する。

ウ 日時：令和 7 年 7 月 23 日（水）（予定）

エ 場所：光市役所本庁舎

オ 実施方法

（ア）デモンストレーション 60 分

（イ）プレゼンテーション 30 分、ヒアリング 15 分

（ウ）時刻、会場については、参加者に別途通知する。

（エ）開始時間前 10 分間を準備時間、審査終了後 5 分間を片付時間とする。

（オ）質問に関しては、15 分以内で終了する場合がある。

### (3) 留意事項

ア デモンストレーション、プレゼンテーション及びヒアリングの実施順序は、参加申込書の受付順とする。

イ プレゼンテーションは、既に提出された企画提案書等に記載された内容（文章、図、表、画像、スケッチ等）を基に項目順に説明すること。また、既に提出された企画提案書等に記載された内容の範囲内であれば、拡大用紙やパネル・プロジェクターを利用した画像を使用して説明することも可能とする。

ウ 既に提出された企画提案書等の差替えや追加は認めない。誤字脱字等がある場合には、プレゼンテーション時に説明すること。

エ 参加者のプレゼンテーションへの出席者総数は、5 名以内とする。

オ 本業務受託決定後のプロジェクト責任者が説明を行うこと。ただし、質疑応答に関してはその限りではない。

カ PC 等の機器は参加者が用意し、セッティングすること。ただし、プロジェクター及びスクリーンは、本市が用意する。

キ 機器を持ち込む場合には、準備・片付時間に留意して設置や撤収を行うこと。

ク デモンストレーション、プレゼンテーション及びヒアリングの内容は、録音する。

なお、プレゼンテーション及びヒアリングにおいて参加者が発言した内容は、原則と

して契約に反映する。

## 12 評価項目と配点

評価項目と配点については、以下のとおりとする。

評 価 項 目		配 点
一次審査	稼働実績	80
	機能要件充足状況	300
	各見積額	200
二次審査	デモンストレーション	280
	企画提案書 プレゼンテーション ヒアリング	140
	合 計	1,000

## 13 参加辞退

参加表明書の提出後に参加辞退する場合、事前に情報・DX推進課へ電話連絡の上、「【様式9】辞退届」を持参又は郵送により提出すること。

なお、一次審査結果通知において二次審査に進んだ場合は、原則として辞退を認めない。

## 14 審査結果の通知

最終審査の結果は、全参加者に対し、参加者本人の結果のみを書面で通知する。また、全参加者の審査結果を本市ホームページにて公表する。ただし、選定されなかった者の名称については公表しない。なお、審査結果に対する異議申立ては、一切認めない。

## 15 契約締結

- (1) 優先交渉権者は、提出された企画提案書及び見積書の価格をもとに、業務委託契約のために仕様確認等の協議を本市と行った上で、改めて見積書を提出する。
- (2) 見積書の金額は、原則として企画提案時の見積金額内とする。なお、協議が整わない場合又は契約締結までに優先交渉権者が失格事項に該当した場合は、次点者と業務内容について協議し、契約交渉を行う。
- (3) 企画提案書に記載された事項は、本市が提示する「光市グループウェアシステム更新業務委託仕様書」及び「【別紙 1】グループウェアシステム機能要件一覧」と合わせて契約時の仕様書として取り扱う。ただし、本業務の目的を達成するために修正すべき事項があると本市が判断した場合は、本市と優先交渉権者との協議により項目の追加、変更又は削除、金額等の変更を行う。
- (4) 企画提案書に記載された事項が履行できなかった場合、契約金額の減額又は損害賠償

請求等を行うものとする。

- (5) 契約方法は随意契約とする。
- (6) グループウェアシステムの運用に係る契約は、利用開始までに行うこととする。

#### 16 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とし、参加者を失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された企画提案書
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 審査員又は関係者に本企画に対する助言を求めた場合
- (5) 上限額を超えた場合

#### 17 その他

- (1) 参加者1者につき、参加申込及び提案は1つとする。
- (2) 企画提案書等の提出後、本市より補足資料の提出を求めることがある。
- (3) 参加者は、企画提案書の提出をもって、本要領の記載内容に同意したものとする。
- (4) 本要領の定めのない事項及び疑義が生じた場合には、協議により定めることとする。

#### 18 各種提出先及び問合せ先

〒743-8501 山口県光市中央六丁目1番1号

光市政策企画部情報・DX推進課

(電話 0833-72-1419 電子メールアドレス jyouhou@city.hikari.lg.jp)